

秋田県社会就労センター協議会会則

（目的）

第 1 条 本会は、授産福祉施設相互の連絡協議会提携を図るとともに、全県的な立場にたって、研究協議を行い、関係機関との密接な連携のもとに、授産福祉活動の推進に寄与することを目的とする。

（名称・事務所）

第 2 条 本会は、秋田県社会就労センター協議会（以下「本会」という）と称し、事務所は秋田県社会福祉協議会内に置く。

（構成）

第 3 条 本会は、次の会員をもって構成する。

1. 生活保護授産施設
2. 社会事業授産施設
3. 指定障害福祉サービス事業所
4. 障害者支援施設
5. 地域活動支援センター

（任務）

第 4 条 本会は、授産福祉事業の推進を図るため、次の各号に掲げる事項に関し、企画・調査研究及び研修並びに連絡調整を行うものとする。

- （1）授産福祉問題に関すること。
- （2）授産福祉事業推進のための具体的方策に関すること。
- （3）施設職員の資質向上、処遇改善に関すること。
- （4）全国社会就労センター協議会に関すること。
- （5）その他必要な事業。

（役員）

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1 名
- （2）副会長 1 名
- （3）理 事 5 名
- （4）監 事 2 名

(任期)

- 第 6 条 1. 役員の任期は2年とする。ただし、補充の役員の任期は前任者の残任期間とする。
2. 役員は再任されることができる。

(役員の選出)

- 第 7 条 1. 会長、副会長は理事の互選とし、総会において選任する。
2. 理事は7名とし、次の各号から推薦された者を総会において選任する。
- (1) 県北地区から1～2名を推薦する。
 (大館市、鹿角市、小坂町、北秋田市、上小阿仁村、能代市、藤里町三種町、八峰町)
- (2) 中央地区から1～5名を推薦する。
 (秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村由利本荘市、にかほ市)
- (3) 県南地区から1～2名を推薦する。
 (大仙市、仙北市、美郷町、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村)
3. 監事は、総会において選任する。

(役員の任務)

- 第 8 条 1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 理事は、会長及び副会長とともに理事会を構成し、業務の執行にあたる。
4. 監事は、会計及び会業務を監査する。

(顧問)

- 第 9 条 1. 本会に顧問を置くことができる。
2. 顧問は、会長が推薦し、理事の議を経て会長が委嘱する。
3. 顧問は、会務について会長の諮問に応える。
4. 顧問の任期は2年間とする。ただし、補充の顧問の任期は前任者の残任期間とする。

(理事会)

- 第10条 1. 理事会は、会長が召集し、その議長となる。
2. 理事会は、次の事項を審議する。
- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) その他本会の運営に必要な事項。

(総会)

- 第11条 1. 総会は各施設の出席者をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、必要に応じてこれを開催することができる。
2. 召集は会長が行い、議長となる。
3. 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が採決する。
4. 総会は、次の事項を議決する。
- (1) 役員の選任に関する事項。
- (2) 事業計画並びに予算に関する事項。
- (3) 事業報告並びに決算に関する事項。
- (4) 規約の改廃に関する事項。
- (5) その他会務の運営上必要と認められた事項。

(経費)

- 第12条 1. 本会の事業を行うのに必要な経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもってあてる。
2. 会費の額については、秋田県社会就労センター協議会会費規程にこれを定める。

(事業及び会計年度)

- 第13条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日で始まり、翌年3月31日で終わる。

(委任規定)

- 第14条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が総会に諮って定める。

附 則

- この会則は、平成 4年 6月 2日から施行する。
- この会則は、平成 7年 5月 15日から施行する。
- この会則は、平成 9年 4月 18日から施行する。
- この会則は、平成11年 4月 26日から施行する。
- この会則は、平成13年 4月 23日から施行する。
- この会則は、平成14年 5月 27日から施行する。
- この会則は、平成22年 6月 1日から施行する。
- なお、第3条の規程は平成22年4月以降の法律の施行状況によって検討するものとする。
- この会則は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この会則は、平成30年 4月 25日から施行する。
- この会則は、令和 3年 4月 30日から施行する。
- この会則は、令和 7年 4月 23日から施行する。